

## 沖縄県犯罪被害者等見舞金支給要綱（案）の概要

### 1. 開始時期

現在、沖縄県犯罪被害者等見舞金支給要綱を策定中

### 2. 令和6年度予算額

440万円

### 3. 支給額

遺族見舞金60万円

重傷病見舞金20万円

精神療養見舞金5万円

### 4. 精神療養見舞金について

見舞金の対象とする（療養期間は1か月以上、労務不能通算3日）。重複受給可。  
ただし遺族は対象外（遺族見舞金60万円に標準で含まれる）。

### 5. 所得制限

なし

### 6. 対象犯罪の限定

特定の犯罪だけに限定せず故意の犯罪全般を対象とする（過失は対象外）

### 7. 弁護士費用・再提訴費用、貸付金

今後検討

### 8. 県外（観光客）

今後検討

### 9. 申請期限

原則、犯罪被害の発生を知った日から2年以内かつ犯罪被害が発生した日から7年以内

## 資料4

### 10. 同性パートナー

対象。パートナーシップ宣誓の有無は不問。

### 11. 親族間の犯罪

原則支給対象外。ただし、支給対象とすべき特段の事情があると判断される場合は対象とできる。